

e-文書法の重要性について

2012年8月7日

社団法人日本画像情報マネジメント協会

副理事長 佐藤伸一

要約：

e-文書法は、法律で保存が要求される紙文書を一定の保存要件を満たせばスキャナにより電子化して紙文書の廃棄を容認するものです。紙は利便性が高いことからいろいろなところで未だ多く使われています。一方、企業は活動の基盤として電子的な情報の利活用をどんどん進めています。米国では紙文書を電子化して利活用することは既に一般的に行われていますが、日本では2005年4月より施行されたe-文書法をきっかけとして、重要な紙文書を電子化してITで一元管理する事が始まりました。なかでも商取引のエビデンスである証憑の電子化は量も多く、電子化の価値も高いのですが、実際には普及が遅れているのが現状です。本稿では、米国の事例を取り上げ、グローバル経済での電子化の有効性と我が国の電子化の状況を説明し、e-文書法の普及の重要性を説明します。

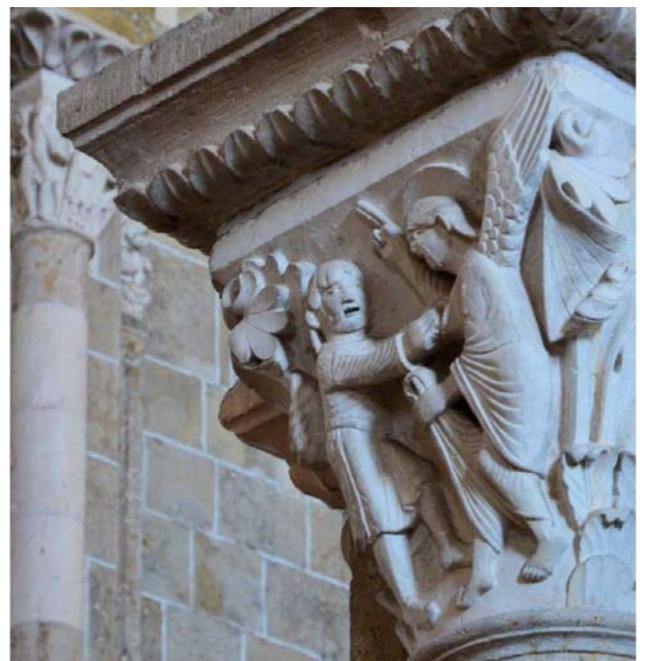
はじめに

社団法人日本画像情報マネジメント協会（J I I M A）は、50年以上前にマイクロ協会として設立されて以来、紙の重要文書をマイクロ化、あるいは電子化により活用することを研究するとともに、その成果を普及啓発してきました。50年という長く感じますが、紙文書の利用は2000年という長い歴史を持っており、社会基盤、文化、意識のあらゆるところに浸透しています。歴史ということで、ここで少し紙の無い時代を考えてみましょう。紙は1世紀ころの中国の発明です。製法は秘密とされたため、ヨーロッパに紙が伝わるのは14世紀ころでした。

写真はフランス ヴェズレーにあるサント・マドレーヌ大聖堂という10世紀からの古いカトリック教会です。このころの聖書は羊の皮に書かれており、大変な貴重品でした。このため、大勢に説明するためには聖書の代わりに彫刻、絵画、ステンドグラスが使われました。



写真は教会内の柱の4面に聖書を説明する彫刻が施されている例です。分かりやすい彫刻を紹介します。下の写真で男の人が頭に輪を持ち羽のある天使と格闘している



す。これは旧約聖書の創世記にある話で、男の名はヤコブ。箱舟のノアから10数代後の子孫です。あるとき暗闇で何者かと格闘になった。一晩中組み合って朝陽が射すと、なんと相手は天使で、神は彼に「神に勝った者」という意味のイスラエルという名前を与えたというものです。

このように紙がない時代、教会の建物は聖書とその教えを教育するためのコンテンツそのものだったのです。憲法もない時代ですからコンテンツとその解釈を独占している教会は国王をしのぐほどの強大な権力を持っていました。やがて紙が生産され印刷技術が開発されて誰もが聖書を読めるようになると社会に大きな変化が生まれます。宗教改革です。教会を中心としたカトリックから聖書と自分との関係を重視し、より自由なプロテスタントが生まれます。これがドイツ、イギリス、さらにアメリカと広がっていくのです。このように筆者は、紙という情報技術が、世界を変えたと思っています。ところで、これと同じようなことが最近も起こっています。IT技術、インターネット、facebookによると言われるアラブの春です。情報の一般化が革命を起こすという点でヨーロッパの16世紀と同じ現象と思います。彫刻が紙に変わって世界が変わったように電子が世界を変えていくと思います。

さて、近年のIT技術の急速な進歩のため、情報の伝達、記録の主役の座が2000年の歴史を持つ紙文書からデジタルへと移行しようとしています。まさに現代社会は紙文書からデジタル情報を基盤として動くようになってきており、そしてそのデジタル情報基盤をいかに有効に活用するかは、企業、あるいは国の浮沈に係ることであることは明らかだと思います。

しかし、デジタル情報が急速に増えている中で紙の総量が劇的に減ってきているという話は聞きません。電子メールでもちょっと印刷して赤線を入れながら思考したりすることがあります。打合せで使う資料、メモなど一般的な文書だけでなく、ビジネスの契約書、宅配便などでサッとサインが必要な受け取り票、商取引での注文書、請求書、領収書、医療では紹介状、同意書、処方箋など重要な記録となる文書でも紙文書が使われています。特に人間が直接接するところでは、素早く、手軽に使える

情報伝達・記録媒体として、まだまだ紙文書が使われているのが現実ではないでしょうか？

きっと、将来はIT技術がもっと進歩し紙よりあらゆる点で優れた電子媒体が登場し、紙に頼らない社会になるでしょう。しかし、実際には前述のように大事な紙文書による記録もまだまだ発生しており、現在は紙と電子が情報の伝達記録媒体として両方存在している時代と言えると思います。この時代に電子の力を最大限に活かすには紙媒体がボトルネックにならない仕組みが必要です。

J I I M Aが50年取り組んできた事もこの仕組みと思っています。そしてe-文書法は、もっとも重要な社会基盤である法律として法的に保存義務のある紙文書の電子化を容認する仕組みを規定したものです。この法律を有効に活用して効率的で透明性の高い電子社会を構築していくことが、とても大事なことと思っています。

J I I M Aはe-文書法を普及啓発するために活動しています。今後も、事例、要件を分かりやすく説明する資料を作成、公開していきたいと考えていますが、それに先立って、本稿ではe-文書法の重要性をまとめてみました。

1. IT進展の中でもなかなか減らない紙

情報爆発の時代という言葉聞いたことがあるでしょうか？21世紀になってからのインターネットの普及は電子コンテンツの爆発的な増加を産んでいます。

International Data Corporation の2008年の調査では世界中で作成・取得・複製されるデジタルデータの総量は2000年 6.2EB (エクサバイト)、2003年 32EB、2007年 281EB、2011年 1800EBと特にインターネットが普及し始めた21世紀になってから、爆発的に増加しています。現代は人類史上かつてない大量の情報が氾濫する時代で、急増する情報量の殆どが電子情報、そして電子情報の利活用が急速に進んでいる時代であるといえます。一方で紙が劇的に減っているという話は聞きません。



情報用紙の内需をみても大きな減少はみられません。2009年に落ち込みはありますが、2008年のリーマンショックでのユーザーの節約志向(例えば両面、縮小印刷するなど)によるものと思われ、本質的に紙から電子に移行したために減少したものではないと思います。

ITが進む中で紙文書が減らない理由を考えてみましょう。筆者は大きく二つの理由があると思います。第1の理由は、ITが紙文書を使った業務の生産性を高めているためと思います。これはインターネット、メールなど情報量の増加とその利用、ITによる文書作成技術の普及、そしてプリンタの高速化、低価格化などです。第2の理由は、紙を使っている業務の電子化がそれほど進んでいない事です。

3点ほど例を見てみましょう。例えば商取引では見積書、注文書、領収書などの紙書類(紙信憑)が発生します。電子商取引の割合は2割強^{*1}で、いまだに多くの企業が紙書類での取引を行っています。電子商取引は多くの利点がありますが、取引相手とのシステム連携、運用規定の合意などが必要で、現時点では紙での取引が便利なのでしょう。このようなエビデンスとして紙を使う業務はまだ多くあります。

2点目の例として処方箋を紹介しましょう。処方箋は病院で医師が診察して投与が必要な医薬品とその服用量、投与方法などを記載した薬剤師に対する文書です。医薬分業なので患者は都合のよい薬局に処方箋を提出して薬を受け取るのですが、処方箋は一回だけ使う事が重要です。このためコピーされたことが分かりやすいように紙文書なのです。デジタルのメディアだとコピーされてもわかりません。

3点目の例として、自治体の例を取り上げます。自治体の業務では、起案文書を電子的に作成してプリントし、承認印を押して紙を原本とする事が多く行われています。電子文書による起案、承認と初めから電子的に管理する仕組みも存在します。しかし、大事な施策を説明し承認をもらう時には、紙文書を見せながらFace to Faceで説明するのが習慣となっているのではないのでしょうか。ある調査によると自治体では横に並べて一人平均15.5mの紙文書を持っているそうで、民間の2倍に相当するという事です^{*2}。

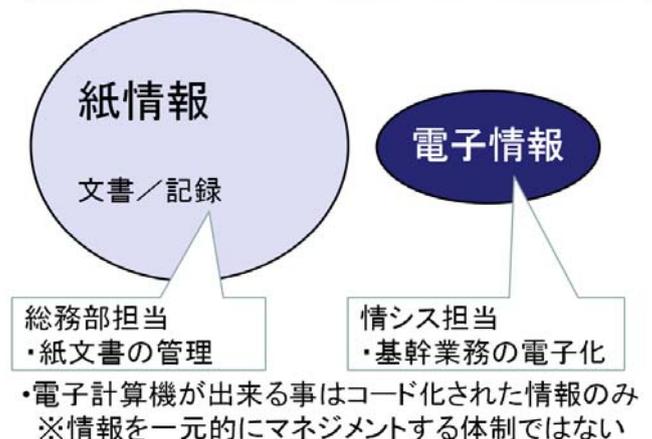
世の中はどんどん電子化されています。ペーパーレス社会という言葉は30年くらい前から言われていますが、実態はまだまだ紙は使われています。しかし、筆者は、これはおかしなことではないと思います。情報の伝達、記録を紙と電子と比較した場合、速度、共有、スペースなど電子が優れている点はとても多いのですが、前述の例にあるように、特に人間が接するところは紙の方が電子より優れているところが多いためと思います。

2. 紙と電子の融合

前項で人間と接するところは紙が多い、紙を使っている業務の電子化がそれほど進んでいない事を述べました。この点について筆者の考えを説明します。

ちょっと時間を遡って企業の電子化が始まった1970年代を考えてみましょう。このころのコンピュータは電子計算機と言われていました。まさに計算機で、とにかく高速で計算を行うもので、そろばんを使っていた事務の合理化に大きな効果を産み、企業の中には情報システム部という組織が作られ、電算化が推進されていきました。ただ当時の電子計算機の能力では文

1970年代 “電子計算機”と呼ばれていた時代

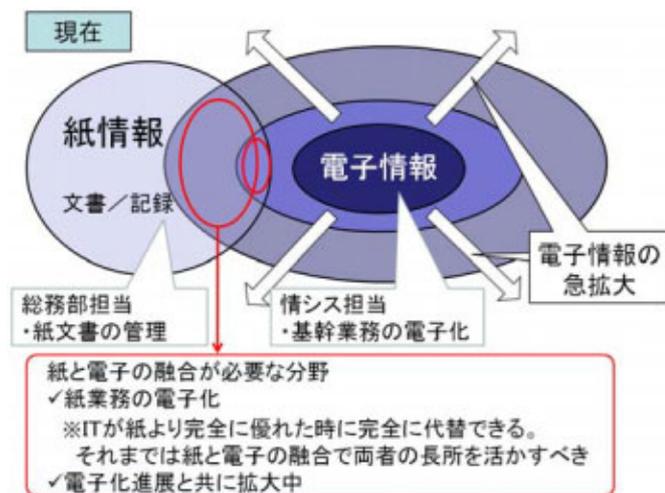


書を扱う事はできません。このため文書は総務部門が担当し、コード化された情報は情報システム部が電算化を推進していくという分業体制が取られました。筆者は、日本ではこの時から情報を一元的にマネジメントしない体制が確立され、このことが現在のe-文書法の活用が進まない問題につながっていると思っています。

さて、現在のコンピュータ、インターネット技術により電子情報の利用は急拡大しています。特にボーナデジタルと言われる初めからデジタルデータとして作成された利用は、電子メール、Web、SNSと様々な利用が進んでおり、前述のように情報の大爆発という状況です。

一方、今まで紙情報で行われていた業務の電子化には大きな課題が特に日本においてはあると思っています。紙業務の電子化の必要性を考えてみましょう。例えば前述の商取引では、見積もり書、注文書、納品書、請求書、領収書などの紙証憑が発生します。現在の多くの会社は業務、経理などの基幹業務は電算化されています。紙証憑は、購買、経理などの事務部門に送られ証憑を確認しながら受注、支払などのプロセスが進められていきます。つまり電算化環境にありながら物理的な紙に仕事の環境が制限されてしまうのです。紙による具体的な制限は輸送時間、順序どおりにしか出来ないプロセス、環境問題などです。

前述のように現在は2000年の歴史の紙から電子に切り替わっていく過渡期です。紙が電子より現実的、



便利であることが多々あります。このため、紙を使い

ながら紙の上の情報を電子化して基幹業務システムと連携して活用していく事が合理的ではないでしょうか？ 多くの業務は電子化できたとしても、少しでも紙文書が残ると電子化プロセスのボトルネックになります。少なくとも紙文書を電子化し活用する機能を併せ持つことは必須だと思います。

筆者は、これを「紙と電子の融合」と言っています。そして次のステップとして、紙文書より優れたIT機器、環境ができた時に完全に電子化していく事が現実的だと思います。現在では既にそういった状況になってきていると思います。例えばタブレット端末です。紙の持つ利便性をかなりの範囲でカバーし、もちろん紙より優れた点があります。こういったIT機器の進化が重要だと思います。

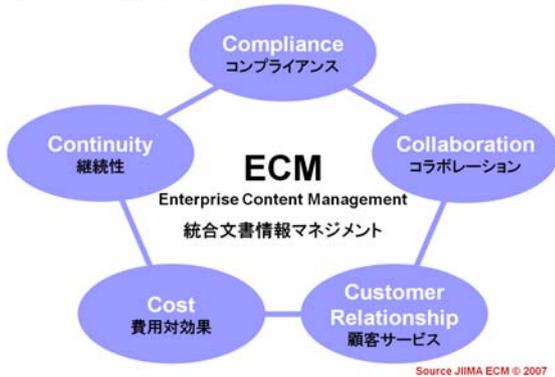
歴史的な文書を除いて大事なものは紙の上に記されている情報で紙そのものではありません。その情報を紙から抽出して電子システムと融合させて物理的な紙文書がボトルネックにならない仕組み「紙と電子の融合」が重要と信じています。そしてそのニーズは電子化の進展と共に拡大しています。この「紙と電子の融合」の具体的な技術、手法がドキュメント・イメージング、さらに基幹システムとの連携管理までを行う統合文書情報マネジメント（ECM）です。

3. 統合文書情報マネジメント（ECM）

企業の活動に必要な情報やデータは大きく構造化データと非構造化データに分けられます。構造化データは前述の基幹システムにエンタリーされたデータなどで会計管理、販売管理、在庫・購買管理、生産管理、人事・給与システムなどの情報システムで管理されるデータです。非構造化データは前述の商取引の証憑である申込書・契約書・請求書や、PCで作成されたオフィス文書、Eメールなどの通信文、WEBコンテンツ、音楽・写真・映像、ファックスなどです。ECMでは、これらの非構造化データを電子化し、メタデータを付与して関連する構造化データと連携して管理、運用する事が出来ます。これによりプロセスの可視化、合理化、効率化、共有化による連携効果を産むのです。

ECMの連携効果は右図の様に5つのCと言われます。すなわち、コンプライアンス(エビデンスの確実な確認、管理)、コラボレーション(電子化による共有化)、コスト(効率化)、コンティニュティ(情報の電子化に別置保管による事業継続性)、カスタマーリレーション(情報の迅速な取出しによる顧客満足度向上)の5つ

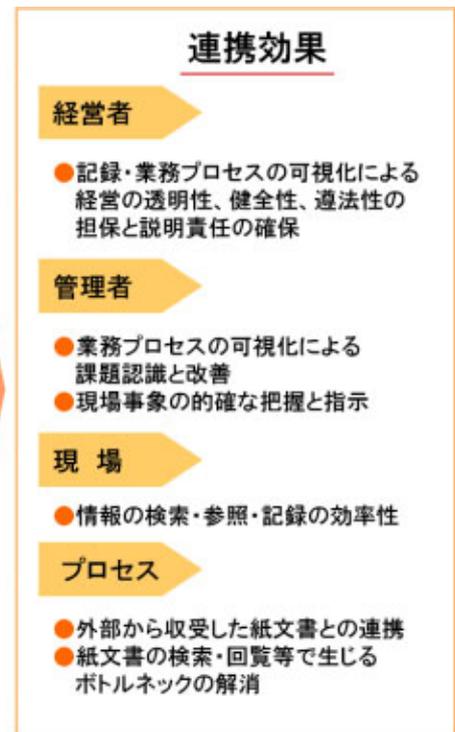
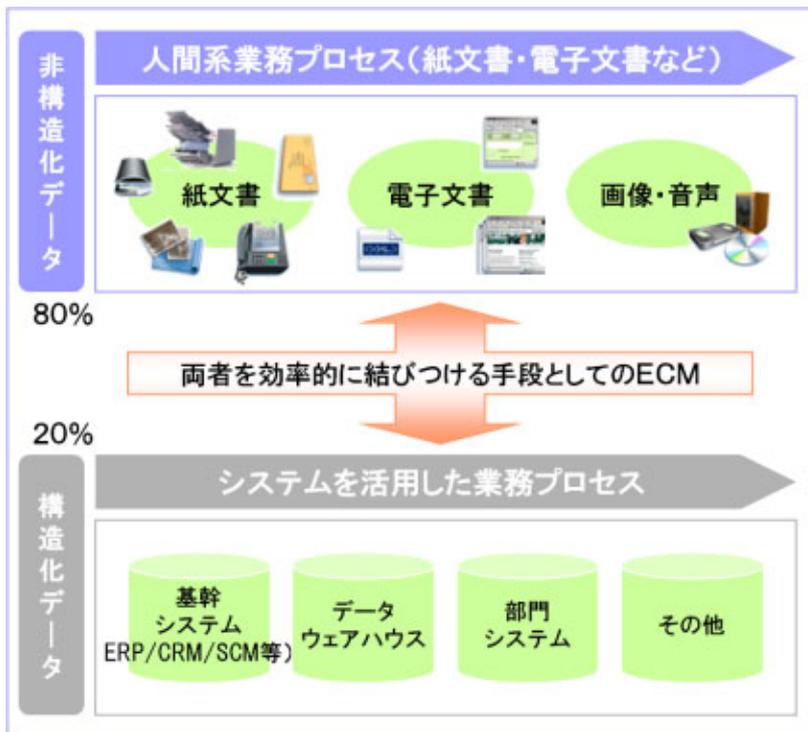
ECMの導入メリット



る事は危険の選択といって、何でも引受けるのではなく一定の基準を満たしているかどうか審査することが重要です。このため保険の申込書、診断書などの紙書類を顧客インプットとして複数の査定を行うプロセスがあります。紙のプロセス管理のままだと必要な書類が揃っていないかが判りにくい、また、今どこの査定を行っているかが判りにくいなど査定業務のスピード向上、見える化、情報の管理に多くの問題が発生します。顧客から申込書を入力した段階でスキャンして電子化し、以降は電子的なプロセス管理・運用とすることで大きな効果を産みだします。

4. 世界との比較

ECMという考え方は2001年に米国AIIM^{※3}が提唱したもので、米国のIT業界では一般化してい



Source JIIMA ECM © 2008

の効果です。

このECMにおいて紙文書はスキャンされドキュメント・イメージングという技術により電子データとして用いられます。一般に構造化データはERPシステムで管理運用され、ECMシステムで非構造化データの管理とERPシステム上の構造化データとの連携がなされています。

例えば保険会社において、保険契約を受けるか判定す

ます。次表で代表的な企業買収例に示すように米国のIBM、EMC、オラクルなどの大手ITベンダ各社は相次いで2003年から大型買収でECM商品を強化しています。また買収ではないですが2006年にマイクロソフト社はOffice SharePoint Serverを大きく機能強化し、ECMへの対応を図っています。

米ECM業界の代表的な企業買収例

買収企業	被買収企業	時期	買収額 (M\$)	主たる製品
EMC	Legato	Q3 2003	1300	DIM / Storage SW
EMC	Documentum	Q4 2003	1700	ECM
OpenText	IXOS	Q1 2004	250	ECM
EMC	Captiva	Q4 2005	275	Capture/Forms Processing
IBM	Filenet	Q2 2006	1600	ECM/BPM
EMC	RSA Security	Q2 2006	2100	Security
Oracle	Stellent	Q3 2006	440	ECM
OpenText	Hammingbird	Q3 2006	489	ECM

参考にすべきと思います。

ECMの効果、事例などの詳細資料はJ I I M AのWeb^{※4}や、月刊IMなどに多く掲載されているのでここでは割愛しますが、是非、参考にして頂ければと思います。

4-1 グローバル経済と証憑の電子化

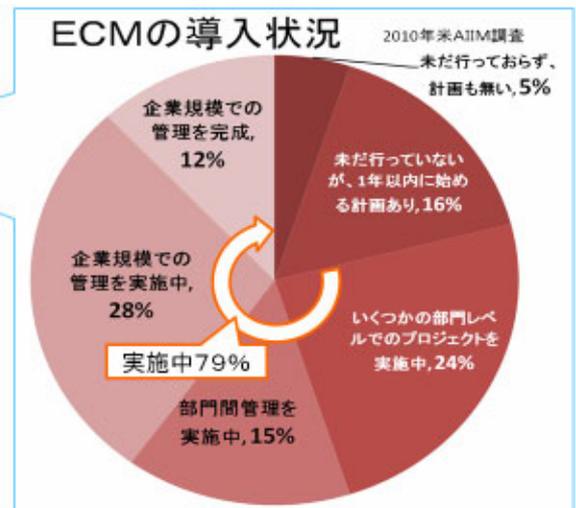
今まで米国では殆どの企業でECMが活用されている事と、ECM導入による効率改善、ビジネスプロセス最適化など多くの効果がある事を説明してきました。ここで具体的な事例を見てみましょう。

最初にグローバル化する経済におけるECMの大規模な活用事例を紹介します。経済のグローバル化は、企

AIIM2010での発表より

- まだ36%の組織に文書と記録の管理にあたる取締役レベルの責任者がいない
- ECMの導入状況：
実施中79%
企業規模での管理を完成、実施中：40%
部門レベルでの管理：39%
行っていないは21%、この内1年以内に始めるは16%
- ECMの最大の駆動力は効率改善とビジネスプロセスの最適化
- コンプライアンスの最大の駆動力は財務報告と財務監査
- 37%が、ECMはグリーンITとして有用と認識
- ECM活動の最優先事項は、「多数のレポジトリの統合」に続き、「電子記録管理の実装」、「記録としてのメール管理」。

ECMの導入状況



米国でのECMの導入状況は2010年の米AIIMの発表によると、「企業規模での管理を完成実施中が40%」、「部門レベルでの管理が39%」と全体の8割近くが導入済みとしています。そして「16%が1年以内に始める」と回答している状況で、米国ではECMは一般的なITインフラとなっています。

またECMの最大の目的は「効率改善とビジネスプロセスの最適化」です。「37%がECMはグリーンIT」として有用と認識しています。またAIIMは発表の中で、「文書と記録の管理にあたる取締役レベルの責任者が36%もの組織でいない」ことを問題と指摘しています。ITを活用するためのマネジメントは、IT以上に重要です。この指摘は情報システム部と総務で電子と紙の情報マネジメントが分かれている日本こそ

業機能のグローバル最適化に進んでいます。生産を中国で行うというのが最適化の始まりでしたが、経理機能にも最適化が始まっています。

企業機能のグローバル最適化



例えば上図のようにA国、B国、C国と各国に法人を持つ企業の場合、各国毎に経理部を持ち、経理業務を

行い、本社で連結決算をして全体業績が分かるという形態が一般的でした。しかし現在は大きく変わりつつあります。各国の法人には経理の代表者しか置かず、例えばアジア地域ではシンガポールといった最適ロケーションの国にビジネスセンターを置き、決算の短期化とコスト削減を図るものです。

これを実現するためには各国毎の経理プロセスを標準化し、ローカルのITからコーポレート全体でITを最適化し、グローバル・ビジネスセンターによる電子化で経理業務を集中運用・管理します。ここで大事なことのひとつが紙証憑の扱いです。経理では商取引の情報、エビデンスである証憑が業務プロセスで重要です。そして前述のように電子商取引は全商取引の2割ほど、ほとんどは紙証憑による取引です。この紙証憑の電子化が遠距離で経理業務を行うグローバル・ビジネスセンターに必須なのですが、ここで電子化の要件について考えてみましょう。

米国の事例をもう少し見てみましょう。紙を電子化して紙を廃棄し電子化運用・管理する事は、米国では一般的に行われています。筆者が今年のJ I I M Aの米国視察で訪問した二つの事例を紹介します。

1) 損保会社での保険金請求の審査処理事例

郵便で送られてくる保険金の請求書、事故報告書をメールルームで開封し、スキャンして電子化します。さらに保険金請求番号などをインデックスとして入力しECMに格納。審査者は紙でなくECMからイメージとして請求書、事故報告書、契約条件などを閲覧して審査する。紙の証憑はスキャン電子化後、60日間保管し廃棄していました。なお、電子データは税法に対応するため、7年間の保存が行われています。

2) 銀行での小切手の処理事例

ちょうど本稿を執筆中にマリリン・モンローの1962年の死去前日にサインした銀行小切手が競売にかけられるというニュースがありました。最後のサインとして高い価値があるようです。米国では小切手がいろんな支払いに日常的に使われています。米国人は口座からの自動引落しを好みません。ATMにもお金を入れる機能はついていません。機械を信用していないのでしょうか、お金

は自分で払う文化なのでしょう。このため今でも年間数百億枚の小切手が発行されています。小切手は紙なので現代の電子化された金融システムで扱うためにスキャンして電子化することが広く使われています。米国の銀行では20年前から高速の大型スキャナで小切手を電子化していました。最近の動向として筆者が驚いた個人向けのサービスを紹介します。iPhoneのアプリをインストールし、小切手に金額記入してサインし、表と裏をiPhoneのカメラで撮影し、必要事項を入力してネットから銀行に送信して発行するサービスです。小切手は銀行かATMに持っていく必要がありますが、これならその手間がありません。ちなみに小切手の現物は90日経過後廃棄する事が出来ます。不正行為のリスクはありますが、銀行によるリスクのコントロールは可能で、より効果的なサービスを提供できているとの事でした。

小切手のイメージ処理は、2004年に施行されたCheck 21法で電子小切手や小切手のイメージでの処理が代替小切手として容認されました。また紙証憑のスキャン電子化はIRS(米国歳入庁)が、1997年に紙による文書をイメージとして保存し、オリジナルを破棄することができる要件を発表しています。

紙証憑をスキャンして電子に変換して運用することはリスクがありますが、紙社会から電子化社会に移行していく現代には現実的で効果的なものです。米国は、法律や標準化された実施基準の整備でリスクを最小化してECMを効果的に運用する社会基盤を作っていると思います。

また前述のグローバル・ビジネスセンターを有効活用するためには、その国の商取引で紙証憑が発生したとしてもスキャン電子化により電子データで経理業務が行える事が必要ですが、さらに紙証憑は廃棄が可能で電子データの保存により税法で要求される記録保管義務を満足する事が出来る事が重要です。なぜなら紙証憑があくまで税法の記録保管対象であるとする、数年に一度行われる税務調査への対応のために紙証憑の管理がその国で必要となり経理担当者のグローバル最適配置が出来なくなります。また紙と電子の情報の2

重管理はコストだけでなく個人情報の管理、セキュリティ上も問題となります。前述の(1) 損保会社の事例で紙証憑をスキャン後、60日間で廃棄しているのは合理的な仕組みと思います。

4-2 日本の状況

日本でのECMの状況と社会基盤の整備状況を見てみましょう。次の表は日米のECM関連の市場規模を筆者がまとめたものです。

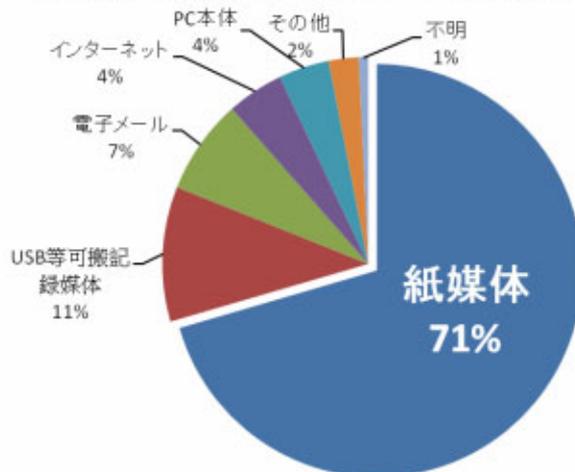
市場規模の日米比較			
● ECM※市場規模	<small>(Gartner Dataquest June/2005 2009年予測)</small>		
日本:105MS	米:960MS	日米比:9.2倍	
● スキャナ市場規模	<small>(Production Scanner, 2009年 JEITA統計より改算推定)</small>		
日本:5200台	米:50000台	日米比:9.6倍	
● マイクロフィルム市場規模	<small>(1998年 ASM INDUSTRY, JIMA資料より改算推定)</small>		
日本:243億円	米:2107MS	日米比:10倍	
● 紙生産量	<small>(出典:2008年 日本製紙連合会)</small>		
日本:3100万トン	米:8000万トン	日米比:2.6倍	

ECM、スキャナ、そして10年以上前ですがマイクロフィルムの市場規模はおよそ10倍の差があります。一方、紙の生産量(情報用紙だけでなく板紙も含む紙全て)では2.6倍とGNPに近い差です。ECM、スキャナ、マイクロフィルムは何れも紙を変換する手段、あるいは変換後の管理運用手段です。それらの市場規模が紙の市場規模と比較して著しく小さいということは、日本では紙情報を紙のまま情報の伝達、記録手段として使っているためと推定されます。このように関連市場の規模からみても米国と比べて日本は紙業務の電子化が遅れており、紙に依存した社会であると言えると思います。

ちょっと脇道にそれますが、紙での情報管理の問題点を一つ紹介しましょう。

2005年4月、後で説明するe-文書法と同時に個人情報保護法が施行されました。次の図は漏えい、紛失の媒体、経路の分析です。

個人情報漏えいインシデントの分析



出典:日本ネットワークセキュリティ協会
2011年情報セキュリティインシデントに関する調査報告書【上半期 速報版】

筆者は毎年、この発表を注目していますが、いつも紙媒体が最上位を占めます。不正アクセスによる電子情報の大量漏えいなどは被害者数が多くなりニュースで報道され知られていますが、件数では紙媒体からの紛失・漏えいが多いのです。これは重要な個人情報に紙媒体が多く使われている事と紙媒体の管理の難しさに起因すると思います。ちなみに銀行の金庫には昔はお金が保管されていましたが、今は個人情報を記録した紙媒体が多く保管されていると聞きます。

申込書、同意書など署名や捺印したエビデンスとしての紙の利便性は高く一般的に多く行われます。エビデンスなので、それを保管する事になるのですが、e-文書法に従ったスキャン電子化を行い、紙媒体を廃棄し電子データによる一元管理、運用が最も有効です。しかし、こういった紙媒体からの情報漏えいが減少しないということは、それが進んでいないという事だと思います。

みずほ銀行では、個人情報の確実な保護を行うため、顧客からのカードローン申込書を2007年3月からe-文書法(電子帳簿保存法)によるスキャナ保存の運用を開始しています。この事例は、大変重要で優秀な事例としてJ I I M Aはベストプラクティス賞を授与し、事例のご講演とJ I I M Aの機関誌月刊I Mへの事例記事を発表してもらいました*5。

次に法整備という社会基盤の状況を見てみましょう。多くの法律で要求される紙文書の電子化を容認する法

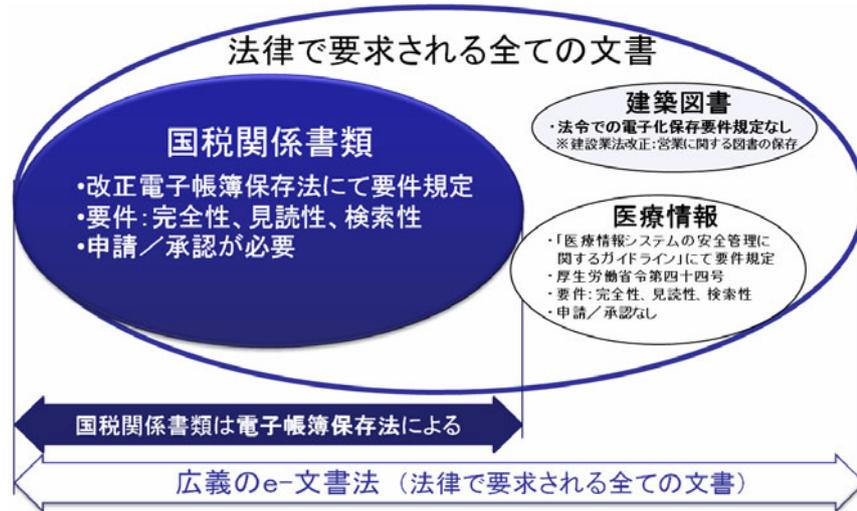
律が2005年に施行されました。通称e-文書法と呼ばれ、正式には「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」です。そしてe-文書法の目的は、以下の3点です。

- 電磁的方法による情報処理の促進
- 書面の保存等に係る負担の軽減
- 利便性の向上により生活の向上及び経済の発展に寄与する

次の図のように、まさに紙と電子の融合、ECMの為の基盤となる法律です。

また商取引での証憑、いわゆる国税関係書類の電子化は、e-文書法と共に電子帳簿保存法が改正され、電子化が可能となりました。よくe-文書法というと法律で要求される全ての文書の電子化と思われそうですが、正確にはe-文書法により法律(251本)で規定される文書のうち、国税関係書類のスキャナ保存は電子帳簿保存法により規定されます。J I I M Aの調査では251本の法律の関連条文1,418条文のうち729条文、約半分は国税関係書類でした。

いう事ではなく自社でしっかりと説明責任が果たせるように規定を決めて、運用管理行う事、いわゆる統制する事が要求されているのです。こういった要件をJ I I M Aはセミナー、Webなどで説明していきます。



4-3 日米の文化・歴史の違いより

小切手で説明したように文化・歴史が、記録の管理手法に表れている事は多いと思います。e-文書法の要件について米国と比較してみましょう。

米国での証憑や医療記録のスキャン電子化では日本の



e-文書法の要件は見読性、検索性と完全性に大別されます。完全性とは電子署名、タイムスタンプといった電子認証により作成者の特定、改ざんの有無、作成日時を証明できるなどの要件です。そして国税関係書類と医療情報には、電子認証による高度な完全性が要求されています。また国税関係書類はスキャナ保存に先だって申請/承認も必要です。なお国税と医療以外は電子認証による完全性は要求されていません。例えば建築図書では紙資料をスキャンして電子化する要件の規定はありません。しかし、いい加減にやっていると

e-文書法や電子帳簿保存法の完全性要件である電子署名やタイムスタンプといった電子認証を要求していません。見読性も24Bitカラーでなくサイズの小さなモノクロ2値(1Bit)が米国では一般的です。日本のスキャン電子化要件は、米国に比べて非常に高度なものが要求されています。おそらく世界で最も高度な要件だと思います。これは何故でしょう？

先ず一つ考えられるのが開始年代とその時の技術レベルからくるものです。国税関係書類を見てみると米国

での税務書類をスキャナ保存しオリジナルを破棄できる要件を規定した IRS Revenue Procedure 97-22 は、1997年の発行です。日本では、1998年に電子帳簿保存法が施行され帳簿の電子化が可能になりました^{※6}。J I I M A は、その時に米国と同様に書類のスキャナ保存も提言しましたが受け入れられませんでした。当時の技術は、電子認証、カラスキャンはなく改ざんを検出できないという理由でした。改ざんの可能性は米国も同様にあります。この日米の違いは何故でしょうか？

一般的に国税関係帳簿書類の立証責任は納税者側か、国税側にあるのが日米で異なるといわれています。日本の青色申告法人は法人税法施行規則によって規定された帳簿をつける義務がありますが、その帳簿には証拠能力があるとされており、国税が税務調査などで帳簿の内容を否認するためには、経理処理のエビデンスである国税関係書類（証憑）を調べ、証拠として提示しなければなりません。このため紙で受け取った証憑を企業がスキャン電子化して元の紙証憑を廃棄する事は国税側に大きなリスクがあるため、その要件は納税者任せではなく、国税が決める必要があるのです。電子帳簿保存法では電子化を始める前に申請、承認が必要と規定されています。一方、米国では納税者側に立証責任があるとされています。納税者は自らの課税所得計算が適正であることを自らの説明責任として国税関係書類などの情報、記録を管理しています。前述の IRS Rev. Proc. 97-22 もガイダンスで申請、承認はありません。そして最終的な判定は税務訴訟によります。裁判は総合的な証拠審議によって行われるものなので、一律な要件ではなく納税者毎の要件設定がなされた結果、現在の見読性、完全性の要件になってきたと筆者は考えています。

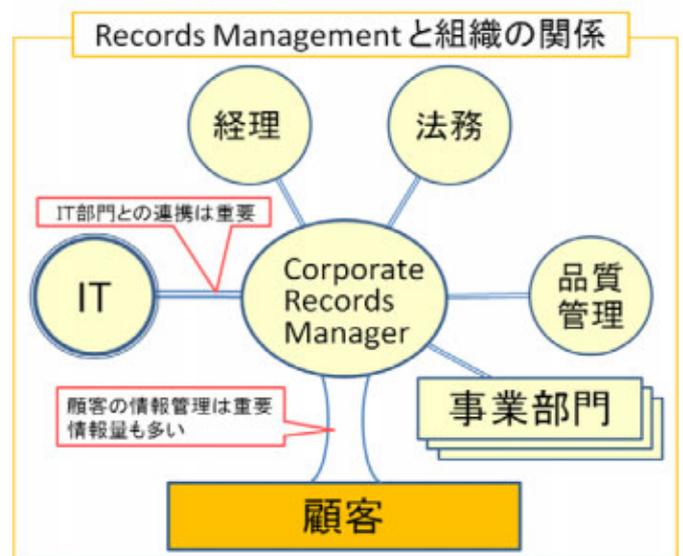
本稿では、紙文書の電子化の話をしてきましたが、それ以外にも記録の管理、情報のマネジメントについて電子化以前の話として日米には本質的に大きな差があります。

ディスカバリーという制度を聞いたことがあると思います。米国の民事訴訟の仕組みで裁判開始前に相手側が要求した情報は開示しなければなりません。例え企

業秘密でも開示しなければなりません。これにより裁判の公平さと迅速化が図れていると聞いています。ディスカバリー以外にも訴訟社会の米国では知的財産、P L など企業活動で記録による説明責任を求められる事は多くあります。これに対応するため企業では通常、情報を統制する役員がおり、Records Manager という記録管理のプロが全社を統合的に記録の管理、社員教育、I T 化をマネジメントします。

筆者は昨年、P & G 社を訪問して Corporate Records Manager (企業の記録管理を担当する上級幹部社員) から同社の記録管理の取組みの説明を受ける機会がありました。たいへん感銘を受けたので簡単に紹介します。

同社は全世界80箇国に拠点を持つグローバル企業。Corporate Records Manager は、各国の法務、経理、品質管理、知財、事業部門と連携して記録管理の対象設定、保存年限の設定などの記録管理要件を決め、会社に浸透させる業務を行っていました。



記録管理を事業部門任せにせず、法律要件など専門性の高い知識を法務、経理などとタスクフォースにて全社的に標準化して要件設定し、I T 部門と共に E C M による電子化、効率化を実現していました。特に素晴らしいと感じたのは全従業員に記録管理を義務づけ、実行させる仕組みです。業務毎に残さなければならない記録とその保存期間は Corporate Records Manager が決定し、リスト化します。各組織のマネージャはそのリストの中から業務で使う記録を選定し、I T で管理する仕組みが構築されていました。全従業員は記録管理について3年毎にeラーニングを受講する事が義

務付けられていました。もちろん紙の情報も専門組織で電子化し、活用されているとのことでした。

一方、日本の記録管理は担当役員、Records Manager という全社統合的なものでなく終身雇用前提の属人的あるいは個人情報といった機能毎の文書情報管理が中心ではないでしょうか？ 例えばPCあるいはファイルサーバの中のフォルダ、ファイルの名称は個人任せで、その人が休むと情報を引っ張り出せなくなるのではないのでしょうか？ 余談ですが、筆者はこのような習慣が欧米と比較して日本人が個人毎の年次有給休暇が取りにくくなっている原因の一つと思っています。逆に「休みは、みんな一緒に」という文化から情報共有が進化していないのかも知れません。

ここでは多くは書きませんが日本は組織的な記録管理という概念、知識の普及が大きく遅れています。しかし、それでも個々の社員は優秀、勤勉なので個人レベルの情報管理が中心でも組織は回っているのだと思っています。しかし、グローバル化、電子化の進展の中で生産性などに問題が大きくなってきていると考えます。この組織的な記録や情報の管理・マネジメントへの力の入れ方の違いは改善していかなければならない大きな問題と思います。

また、国税記録の立証責任の違いは長い間の歴史・文化からくるもので、問題というよりむしろ尊重すべき事でもあるかと思いますが、公平な課税は国の根幹であると思います。しかし電子化が進まなければ、国としての社会基盤にハンディを持つことになり、グローバルな競争が激しくなっている中で大きな問題です。世界で最も高度な要件という事は、世界で最も高コストという事です。e-文書法、電子帳簿保存法の目的は、「情報処理の促進」です。その目的が達成されているか普及の状況を適時調査、把握し、普及が進んでいないようなら実現可能なところから、あるいは大胆に要件を見直していく事が必要と考えます。

5. e-文書法、電子帳簿保存法の動向と課題

さて、電子化のための重要な施策として作られた電子帳簿保存法ですが、現時点で国税関係書類スキャナ保存の電帳法申請・承認件数は公開されていませんが、

残念な事に推定で10数件と殆ど普及していません。これは先に説明した紙と電子の融合により紙業務を効果的に電子化し、社会の電子化の基盤を確立していく事が進んでいないということです。日本の中での比較ならば問題ないのですが、日本の社会的な電子化基盤が進んでいないということでグローバルに競争している日本企業活動にとって大きな問題と思っています。

J I I M Aは、毎年、約300社を対象にインターネットで動向調査を行っています。下のグラフは2011年のe-文書法を行わない理由の分析です。



これによると普及には、大きく3点の課題があります。なお、今年の調査でもこの3点の課題は同じでした。

- ① 更なる電子化の要件の緩和と平易化
- ② ユーザーの社内体制の確立
- ③ システムコストや運用コストの低下努力

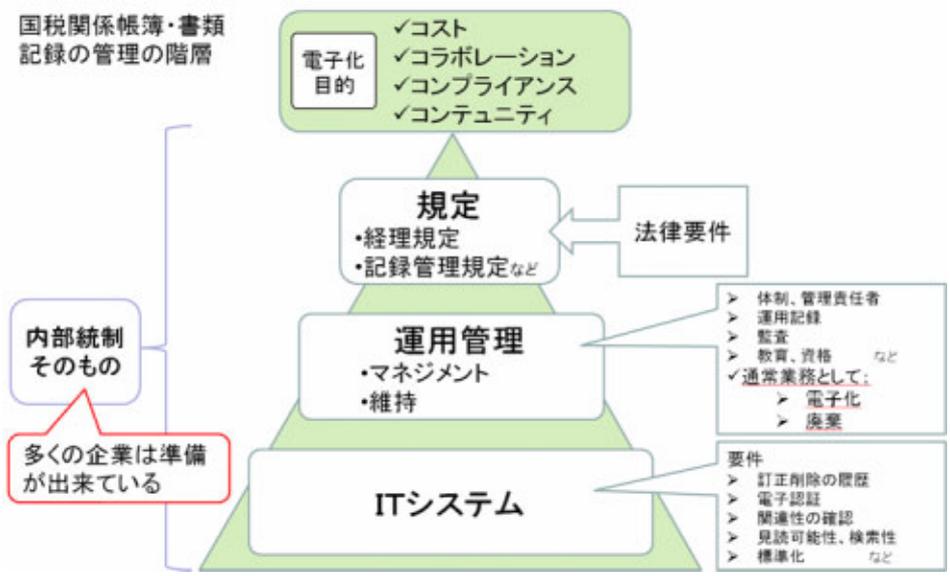
この内、③の「システムコストが高い」との指摘が最も多く、システムベンダーのより一層の努力と、要件緩和によるコスト低減化が望まれます。

②は良く聞く話ですが、筆者は、ここは対応可能な状況になってきていると思います。次頁の図の様に具体的には規定を決めて運用管理をしてIT化するという事が体制、マネジメントとして求められますが、これは2008年の内部統制そのもので既に多くの企業で下地となる準備が出来ていると思います。

最後に①の法律が難しいことと要件が厳しい事ですが、法律の要件の正しい理解についてJ I I M Aは重要性和要件解説のセミナー、実施するためのガイドラインの公開、文書情報管理士カリキュラムでの教育などトータルな普及啓発活動を行っています。今年からは東

京国税局にもセミナーで講演頂くなど御協力を頂いております。J I I M Aの法務委員会でも今後、説明資料を作成していきたいと考えています。是非、正しい要件の理解に活用していただきたいと思います。

また、電子帳簿保存法の要件緩和の動きもあります。昨年の8月の政府のIT戦略本部は国税関係帳簿書類の電子保存の承認要件緩和を取り上げました^{※7}。このため昨年より財務省が実態調査を行っており、J I I M Aも調査への協力、緩和案の提言を行っています。



6. まとめとJ I I M A活動

J I I M Aは、グローバル競争が激しくなる中で紙情報の電子化とその利活用は日本の電子化社会の基盤の一つとして重要と考えています。e-文書法、電子帳簿保存法は、そのために作られた法律で、その正しい要件を明確にして広く普及させることを継続的に行っていきます。またその普及の状況を調査して問題点の把握とその解決を図る事も重要であると思っています。J I I M Aは市場の実態調査を行い、法令の要件の見直しが必要か否かを研究して必要な提言を行っていきます。また、J I I M Aの法務委員会を中心にe-文書法を普及啓発するために事例、要件を分かりやすく説明する資料を作成、公開していきたいと考えています。それに先立って、その重要性を理解頂きたく考えをまとめました。本稿が読者の皆様の参考になれば幸甚です。

以上

※1

経済産業省 平成22年度我が国情報経済社会における
基盤整備（電子商取引に関する市場調査）報告

※2

株式会社エフエム・ソリューションの1983～
2007年の調査より 21自治体の平均

※3

A I I M <http://www.aiim.org/>

※4

ECMを説明する J I I M A Web



<http://www.ecm-portal.jp/>

※5

J I I M A月刊IM 2008年10月号
カードローン申込書のe-文書化について
みずほ銀行 田中智之様

※6

電子帳簿保存法について

商取引のエビデンスである証憑は経理処理の原点という
大事なものです。日本では法人税法で管理が規定されてい
ます。この法人税法で規定されている国税関係帳簿や書類
（証憑）は、全て紙を要求しています。このため社会の電
子化に対応するために法人税法の特例法として電子帳簿
保存法（通称）が1998年に施行され、電子的に帳簿の
作成、保存ができるようになりました。さらに電子帳簿保
存法は2005年のe-文書法（通称）制定時に改正され
て紙で受け取った国税関係書類のスキャン電子化と紙証
憑の廃棄するための要件が規定され、電子化による一元管
理ができるようになりました。またこの時に電子取引の記
録管理義務も規定され、経理処理を電子化する社会的な基
盤整備が整ってきました。電子帳簿保存法の目的を以下に
示します。

- 情報化社会に対応
- 国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減
- 電磁的保存の容認

国税の納税義務の適正な履行を確保するための要件が規
定されています。

※7

国税関係帳簿書類の電子保存の承認要件緩和の検討

首相官邸 政策会議

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/>

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本
部）

情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方
針（案）

平成23年8月3日

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

【32】

項目名	国税関係帳簿書類の電子保存の承認要件緩和
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務省は、帳簿書類の保存に関する実態（電子データによる保存及び紙ベースでの保存）を把握するとともに、業界団体等の技術面の協力を得て、電子データによる帳簿書類の保存に関する技術動向の把握を行う。＜平成23年度中措置＞ ・ 財務省は、把握した実態や技術動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲の検討を行う。＜平成24年度以降検討開始＞